

## 平成26年度 第3回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 平成26年10月23日(木) 午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所 春日井市役所 南館4階第3委員会室
- 3 出席者 委員 会長 木全 和巳(日本福祉大学)  
委員 田中 ヒサ子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)  
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)  
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)  
荒井 つたえ(春日井市居宅介護支援事業者連絡会)  
玉井 一男(愛知県心身障害者コロニー)  
山本 順子(春日井公共職業安定所)  
大西 淳子(春日台特別支援学校)  
事務局 健康福祉部長 宮澤 勝弘  
障がい福祉課長 稲垣 正則  
同課長補佐 中山 一徳  
同課長補佐 渡辺 克匡  
同障がい福祉担当主査 長坂 匡哲  
同主任 川口 良子  
同主事 土屋 岳陽  
同主事 稲垣 知子  
同主事 寺尾 浩孝  
傍聴者 10名
- 4 議題  
(1) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について
- 5 配布資料  
資料1 第3次春日井市障がい者総合福祉計画中間案  
資料2 第2回春日井市障がい者施策推進協議会 主な意見と対応  
資料3 障がい者福祉サービス等の活動指標

## 6 議事内容

**【事務局】** 定刻になりましたので、平成 26 年度第 3 回春日井市障がい者施策推進協議会を始めさせていただきます。本日は、皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、障がい福祉課長の稲垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】** (会議成立要件等の報告、資料確認)

本日、大村委員、神田委員、中澤委員、田代委員につきましては、都合により欠席の連絡をいただいております。石黒委員、鈴木委員につきましては遅れてお見えになると思いますが、始めさせていただきます。委員定数は 14 名の内 8 名の方のご出席をいただいております、過半数以上の出席を得ておりますので、本協議会要綱第 6 条第 2 項の規定により会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。本協議会は、市の情報公開制度により公開としております。本日の傍聴者は 10 名でございます。本会議の議事録は、要点筆記とし、後日会長及び会長からご指名のありました大村委員に署名していただくこととしておりましたが、本日は、大村委員がご欠席ですので、後ほど会長から改めてご指名をお願いいたします。それでは、ここで配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第と、資料 1 第 3 次春日井市障がい者総合福祉計画中間案、資料 2 第 2 回春日井市障がい者施策推進協議会 主な意見と対応、資料 3 障がい者福祉サービス等の活動指標となっております。お揃いでしょうか。それでは、これより、議事に入らせていただきますが、ここからの議事進行につきましては、木全会長にお願いいたします。

**【木全会長】** こんにちは。朝晩冷えるようになりまして、厚めの上着を持ってまいりました。深まる秋はよいのですが、季節の変わり目で障がいのある方は体調を崩されることがあります。皆様のおかげで今回の中間案をお手元に配布することができましたし、今度パブリックコメントがございますので、本日はパブリックコメントに向けた最終の協議会として、このような中間案で市民の皆様のご意見を承りたいということになると思います。今日は具体的に市民の皆様にご意見を承り、直した方がよいという所を、それぞれの皆様のお立場から、本当の最後ではございませんが、今の所のご意見をいただければと思います。それでは議事の進行を進めさせていただきます。議事録の署名人につきまして、私から指名させていただきます。今回の議事録の署名委員は、田中委員にお願いしたいと思います。それでは議題に入らせていただきます。初めにこの中間案につきまして、以前に皆様から出された意見を踏まえた修正の説明をお願いします。

### <議題 1 第 3 次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について>

**【事務局】**

(第 3 次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について、資料 1、2 に基づき説明)

**【木全会長】** ありがとうございます。今日はパブリックコメントに向けての最終ということで、皆様にも事前にお読みいただき、修正をいくつも出していただいています。

初めは順番に委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますので、田中委員から順番によろしいですか。

【田中委員】 読めば読むほど専門性が必要とされているようで難しいです。特に数字が入ってくると難しいような気がしてよいのかなと。

【木全会長】 基本的に自分のお子さんたちとか、周りのお子さんだとかを考えながら読まれてこのようなものだろうと、田中委員に書いていただいた意見は、アスペルガー症候群、これは定義なのでたぶんどこかで説明をした方がよいということだと思いますし、その下のアクセシビリティは注が入っているので、他にも同じように例えば 35 ページにゲートキーパー養成とありますよね。これは読んでいて何のことかと思われた方いますよね。それから 40 ページのサポートブックというのは、知っている人は知っているけれども、これは多分説明が無いと何のことかわからないということや、53 ページに虐待防止ホットラインという言葉が出てくるとは思います、知っている方の割合を増やすと言っても、そもそもそれが何かということがわからないと知っているも知らないもないとか。田中委員が書いているように、パブリックコメントで意見をいただく時に、そもそもそれが何かわからないというのはまずいのではということによろしいですか。

【田中委員】 そうです。

【木全会長】 私は自分の宿題を読む時に、それぐらいがわかりにくいだらうと思ったので、少し説明を加えていただけるとよいのかなと。それでは次お願いします。

【河野委員】 第4章の施策のところについて、29 ページの力の福祉作業所というのは、社協が指定管理をしている作業所のことですよね。内容を確認したいのですが、それは1事業所のことですよね。就労継続支援B型、生活介護の定員の見直しを検討しますとありますが、既に検討はされたのではないのでしょうか。利用者には生活介護になりますよという説明が行われていますので、これが新しい計画の中に入ってくるというのは、何か新たなことがあるのかという疑問があります。全体として自立支援協議会という文字がたくさん出てきますので、自立支援協議会に関係している者としては気になりました。31 ページに障がい児保育の実施で体制を整備しますとありますが、これは何か整備していくのだろうと思いますが、より具体的なものがあると、目標数値みたいなものは出ないかもしれません。どこかで聞いたのですが、32 ページのキの家族と離れて地域生活を体験する宿泊体験事業の支援でグループホームの体験利用を支援しますとありますが、これは障がいには関係無くということですか。このようなものがどこかにもう少し目標に入ってくるとよいと思いました。38 ページのエの特別支援教育連携協議会は取り組みとして検討しますというのがもったいないと思います。必要ならばもう少し早く何かを立ち上げて動いた方がよいのではと思って、「検討する」で3年が終わってしまうのかなと。見直しを毎年するにしても、中身をきちんと見直すのが3年後ぐらいだと思いますので、これは必要な会議なのですよ。

【木全会長】 義務化されていたような気がします。

【河野委員】 ではなおさら早くやらなければならないということなので、検討も研究も1年でやって、早く動いた方がよいと思います。教育のところは他課なので、ここに上がってきてもどうなのかとったりもしました。それから 39 ページの③のスポーツ・レクリエーション活動の推進のエの取り組みで、いきいきサロン事業を実施しますとありますが、これは社協がやっていることだと思います。社協のいきいきサロン事業というのは、地区社協さんがやられる事業なのですが、この中に障がい者を対象としたものは社協さんとして考えていらっしゃるような感じを受けます。私たちがやりたいと言っても障がい者特定ですよという感じで、社協は地域を対象にしてやりますのでという断りをさ

れてしまいまして、助成金が欲しいという話をした時にそのように言われました。我々も元手がないと動けないということがありましたので、そのような考え方をなんとかしていただけないかということで。ここは社協さんが取り組まれるのであれば、地域すべてを網羅してということであれば、障がい者も含めていきいきサロンというものに認めていただけるように、地区社協がやるものだけでなくという考えを持っていただけるとよいと思います。サポートブックの件ですが、数年前に自立支援協議会の中で春日井市のサポートブックを検討しました。ホームページにも出ていますがあまり知られていません。愛知県の育成会が生活支援手帳というものをつくりました。主として大人の障がいの方を対象とした物なのですが、いろんな団体にお配りして結構活用してくださっている方もいるのですが、唐突にサポートブックというような書かれ方をしても、なぜそれが必要なのかということがわかりづらいので、周知するというまったりしたことなく、もう少しがんばりましょうという動きをするようなことをしていかないと、サポートブックの利用ということにはつながらないのではと思います。施策というか取り組みの部分では、もう少し積極的に表に出るとよいと思います。自立支援協議会も活用についての検討は困っています。自立支援協議会の中に子ども部会はないですから、児のことができる部会ができればよいのですが、なかなか早急にはできないという現状ですので、自立支援協議会のことを代表して話す人が今日はいませんので何とも言えないのですが、児の支援をする生活支援センターとかいろいろな所がありますので、そのような所を巻き込んで積極的な動きができるとうよいと思います。障がい児保育も現場の困り感が多いと感じていますので、まずそのような所に積極的な動きができるとうよいと思います。他の委員さんも言われていることですが、43 ページで就労の目標数値がとて多多いと思います。それから 45 ページにかすがいシティバスの充実とありますが、前回も少し言ったのですが、この 10 月にダイヤ改正があり、事業所に通っている人が日中よく使っているバスがなくなりました。担当課は、お年寄りが変わったことに対して対応するのが難しいのでしばらくこのままにするとのことです。そもそも一番利用したい時間帯のものを減らして、そのあとに付け加えたみたいなのダイヤ改正はよくわからないことで、利用する方の意見をもっと聞いていただかないと、減免していただいたりしてもあまりみなさんから喜ばれないのではと思い、いろんな団体で上げていただくことを働きかけて積極的にやっていただきたいと思います。

**【木全会長】** 事務局ひとつずつ確認しながら行きましょう。

**【事務局】** まず 29 ページの力の福祉作業所の定員の見直しです。こちらについては現在の通所者、利用者の方に個別に面談をさせていただきながら、定員の見直しについては愛知県の指定の届出などもありますので、平成 27 年 7 月に間に合うような形で検討を進めています。

**【河野委員】** この計画は来年度からの計画ですよ。来年度からの計画に、「福祉作業所の機能の充実を図り」と載せる必要があるのですか。市の持ち物である作業所ですので、計画の中には必要なのかもしれませんが、就労継続支援 B 型の 1 事業所に過ぎないことを、わざわざ固有名詞で取り上げているということが、すでに動き出している状況があるのに来年度からの計画にわざわざ載せるのは変だと思います。もし計画の中に入れられるのであれば、指定管理で出される事業所に関しては、もう少し機能的なものを付け加えとか、そのようなことを考えていただきたいと思います。公的な事業所でもありますので、生活介護もあり就労継続支援 B 型もとっています。公的なお金をそこに付けて、指定管理で動いていくことですので、いろいろな方の受け入れをして、地域移行などにつなげられる機能を持つ事業所になっていただきたいと思います。

**【木全会長】** 確認ですが、来年の 4 月から定員の見直しは始まるのですね。

【事務局】 平成 27 年度から始まります。

【木全会長】 ではこれはおかしいですね。ここの所は少し文章を具体化しなくていけないですが、今の当事者の就労等にいろいろな実態に応じた機能なども含めて検討していくのであれば、そのような所を大事にしながら見直していくというように、ここは変えていけないといけないということでもよろしいですか。文章の方は事務局一任でなんとかして、パブリックコメントに載せるということですね。

【事務局】 31 ページのキの障がい児保育の体制の整備について、より具体的な表現をとということですが。

【木全会長】 現状どれくらい障がい児保育を保育園の中で受けている人がいて、どのような形で充実させていけばよいのか、この前の検討会も含めて保育所訪問等も重ね合わせていかなければいけないし、子ども園関係も含めてたぶん障がい児保育のことなので通っているとは思いますが、そこは大事に確認をしていただいてということをお願いします。

【事務局】 32 ページのキのグループホームについては、限定せずにすべての障がいの方について、グループホームの体験利用を支援していくことを考えています。

【木全会長】 実際の体験事業支援はどうなっていて、どこの法人がどれくらいとか、どのような形で使われているのかどこにも載っていないです。宿泊体験事業は市管理の事業なのですか。

【河野委員】 宿泊体験事業は現在ないと思います。福祉サービスの中に宿泊体験事業があったと思いますが、それをやっている所は今ありません。体験事業をやろうとしたのですが、前の計画の時ですがなかなか受け手となる事業所が見つからなくて、それで今の居場所づくりというものに変更されてきたと思います。例えば団体がそのようなことに近いことを手掛けようとしています、なかなかそれが事業になっていきづらいということがあります、グループホームということが言われるようになっていきますので、体験などにつながるものは必要ではないかと思います。それが施策としてできていることでとてもよいことだと思いますが、裏付けが無いと心配だなと思います。

【木全会長】 国の宿泊体験事業をやっている所が 1 つもない、春日井市内ではということですね。どうしたらそれもやっていけるかということも含めて考えなければいけないということですね。

【事務局】 今近いものとして河野委員の所で取り組んでいただいている、アドハウスという所が近い部分はあるかなと思っておりまして、河野委員から言われたとおり、この事業名ではないのですが、春日井市の居場所づくり事業というのが単独でありまして、その補助対象として今年度から補助をしているということではありますが、ぴったりこれにマッチしたものではないのですが、重要な取り組みだと考えていますので、これは 3 年間の計画の中に載せていくべきということで載せさせていただいています。

【木全会長】 これを読む限りだと国の宿泊体験事業としか読めなくて、それがなかなか市の中に本部を持っている法人の方がやってくれないのでそこを支援するということと、今自分でやられている所を少し支援しているのだけれどその所をというところで、わかりやすく書き換えないとだめですが、パブリックコメントの前に間に合うかどうかということですね。間に合わなくてもパブリックコメントの方には、何らかの形で書いていただいて本番に向けてここは書き直していないと、これではわかりづらいということですね。

【事務局】 38 ページのサポートブックの活用についてご意見がありました。サポートブックが保育園、または小学校で十分活用されていない現状がありますので、特に保育園、障がい児保育を実施している保育園、児童発達支援の事業所などで、しっかりサポートブックを保護者、支援者、保育士でつくっていただいて、つくる目的なども、例えば保育園で

あったら保育士、発達支援の事業所の方に説明しながら、それはそこで完結するものではなくて、小学校に入学する際に、就学前検診の時に、お子さんの成長記録として、学校、教育の現場の方がしっかりバトンタッチができるような、それは教育委員会の方にも働きかけをしながら、そういった使われ方を目指してということは今イメージしております。そういった内容を自立支援協議会で、サポートブックの目的、積極的に活用できる仕組みづくりなどを検討していただきたいと考えております。

【木全会長】 自立支援協議会の子ども部会がなかったのも、自立支援協議会で個々に子ども部会の設置等をしながらというようなことが少し入らないと難しいという話でしたよね。

【河野委員】 子ども部会の話も何年か前にあったのですが、あつとわんさんが児童のことをやってくさっている事業所なので、いろんなことを手掛けていらっしゃるのですが、なかなか子ども部会の方まで手が回らないということで、子ども部会は見送りというか、今後検討しましょうという形で進んでまいりました。サポートブックはとても大事だと思いますが、保育園で関わったお子さんが、次に学校へ行って学校側が受け入れた時に、その方のことがわからないということがあっても、その前の所に問い合わせが無いということで、保育園も心配をしている部分がたくさんあるようです。つながが取れるようにということで、保育課とか教育委員会が門戸を開いてくれることがすごく大事なことで、扉を開いてくださるきっかけになればよいと思いますので、自立支援協議会ががんばることではないかと思います。担当課同士のつながりがとても大事だと思いますので、計画に載る以上は担当課の了解は得ていただきたいですし、資料も次回は付けますということでしたので、付いてくる以上は了解していますよという意味合いも持って付けていただくことがすごく望ましいと思います。サポートブックは小さなお子さんからずっと持ち続けることが一番よいのですが、どのような形のものであったとしても、今春日井市版もありますし、滋賀県とか千葉県は精神的なものは昔からすでにやっている所ですので、ホームページを見ればいくらかダウンロードできますので、みなさんそれぞれの個性豊かなサポートブックがあってもよいと思いますので、推奨するという意味では積極的に動いていただきたいと思います。

【木全会長】 具体的な取り組みで子ども部会を設置し活用について検討しますと、具体的に書かないと動かないので入れた方がよいのかよくないのかということと、上の特別支援教育連携協議会に関わることですよね。本当は特別支援教育連携協議会が設置してなければいけないのですが、向こうができないので、子ども部会と並列でどちらもやっていることにしてよいということであれば、それはそれでよいという市や町はたくさんあるので、そうでないと同じ会議が2つできてメンバーも重なり、コロニーの人たちが大変になってしまうので、そのようなことを含めてですが未だに検討していることがおかしいですね。

【事務局】 教育委員会にはこちらから確認します。

【木全会長】 ここら辺の記述を含めて最終的にどのような形で誰もが納得できる落ち着いた方をということで。

【事務局】 サポートブックについても、周知だけではなくて、その活用について記入の仕方も含めて検討させていただきます。自立支援協議会については、事務局としては、部会を立ち上げるような形で、サポートブックだけではないのですが、発達障がい児についてのもう少しいろいろな課題について検討してもらえるような部会ができればよいという思いがあります。こちらにはたくさん自立支援協議会が出てくると言われますが、そのような思いがあって入れたという形になっております。40 ページを見ていただきますと、成果目標にもあえてサポートブックを入れさせていただいておりまして、平成 25 年度の

実績値は 37 人の方が今は利用されており、もう少しこれは進めていきたいということで、平成 29 年度の目標値を 100 人としましたので、ご理解の方よろしくをお願いします。

【木全会長】 文面はまたお任せいただいてということですか。次は 39 ページです。

【事務局】 こちらも社会福祉協議会、こちらは特に地区社協が実施しているもので、社会福祉協議会に確認したところ、障がい者の方を対象としてはごく少なく、社会福祉協議会としては、地域には障がい者の方やいろいろな方がいらっしゃるのですが、だれでも参加できるという対象者を限定するものではなくて、広くということで募っているとは思いますが、担当する社会福祉協議会の方にも、今日のご意見を伝えながら、この実施の方式対象をどこまでにするのかということも話をしていきたいと思っております。

【木全会長】 文面そのものは書き変えなくてもよいということですね。

【河野委員】 中身は社協さんの考え方です。

【木全会長】 あとはどうですか。

【事務局】 かすがいシティバスの関係でご意見をいただいたのですが。

【木全会長】 文面そのものはよろしいですかね。では続いてよろしくをお願いします。

【黒川委員】 精神の分野だけ引きぬいてお願いしたいです。23 ページには精神障がい者相談支援事業の平成 25 年度の実績が 5 か所と載っており、下の方に地域活動支援センターでは 9 か所という実績をあげていただいています。このように年々障がいを抱える当事者の生活支援センターが増えているにも関わらず、なぜ精神を抱えた当事者が、そのようなところに通いきれないのかということ、この資料をいただいてから何度か会を重ねました。その結果、24 ページの評価の欄にございますが、3 つ目、これが地域活動支援センター事業の利用実績は増加していますが、まさに数字上はそのように上がっております。相談機能を有した地域活動支援センターが市内に無いため、身近で相談できるような場所が必要という評価をいただいています。この表現をもう少し具体的にされた方が理解しやすいといえますか、計画を立てやすいのではと考えております。抽象的な所をもう少し具体的な文言に変えた方がよいのではと思っております。相談機能を有したという、相談機能とは何か、私どもが考えている相談機能とは何かということ、修正が必要な理由という所に書いています。専門職員、精神保健福祉士等を配置した、医療福祉及び地域社会の基盤の強化のための調整や、ボランティアなどを含んだ施設が当市には今のところないです。このような所がどのように規定されているかということ、厚生労働省の中で、地域活動支援センター事業の各事業所内容についてという資料がございます。その中に、地域活動支援センター I 型という、一部を抜粋したものを載せてあります。専門職員（精神保健福祉士）というような言葉を入れてあります。関連の項目を見ますと、30 ページの②地域生活支援事業の充実ということで、例えばウを見ますと、取り組みで地域生活支援事業所への実地指導を行います。あるいは講習会、研修会を実施します。あるいは育成しますという表現もいろいろと出てきているのですが、もともと I 型というように規定されている専門職、それなりの科目を履修して身に付けた方が対応できる、相談できるという事業所を市内に是非、地域活動支援センターとしてお願いしたいです。関連の項目を申し上げますと、資料 3 の中に、地域活動支援センター事業は平成 25 年度 9 か所と書いてあります。それが来年度は 10 か所にし、最終の平成 29 年度は 12 か所とあげていただいています。是非実現をしていただきたいと思います。その中身なのですが、30 ページに戻りまして、支援します、充実します、相談員の質を上げますと書いてありますが、その質の元のところで、しっかりした素養を身につけた職員を採用していただいて、障がいの特性に合わせた対応をしていただきたいと思います。市内を見まわしたところ、日中活動の場として、それに精神の分野で言うと、東春病院のデイケアとか、ピア・ステーションとか、精神の分野か

らみますとこれくらいで、いずれもⅠ型の対象となっていないということになります。私たちが専門職員を配置してほしいと申し上げますと、穏やかな社会参加、これが大きな精神疾患を持った人の障がい特性であると思います。本人の調子の良い時にいつでも参加できるような活動の場、参加している活動中にも、不安なこと、心配なこと、生活面でも困難なことが頭に浮かんできます。皆さんご存じのとおり、精神疾患は脳の神経伝達の病気でありますから、身体的なこととか、他のような目に見えるようなものではなく、ちょっとした物事や話題、それがすべて攻撃に聞こえてくる、そのようなものに対応できる精神福祉の専門職員を是非配置してもらいたい。多くの場合長い入院生活から退院していきなりⅠ型、Ⅱ型を用意していただいておりますが、実際には、1回とか3日行ったら、二度とそこへは行かれない、その雰囲気に入れられないという形になっているわけです。このようなことを考えますと、是非とも春日井市の中にこのような場をつくっていただきたいです。先月天白区にある生活支援センターⅠ型という所に、再度訪問させていただきました。なぜ私たちの望んでいるような形で当事者が参加できないか、参加を継続できないのか、あるいはひきこもりで家の中にいて、呼びかける手段すら私たちの仲間にはない、このような人たちにどう声をかけていったらよいか、このようなことが私たちの仲間ですと話合われています。そのようなことで、24 ページの6行を、専門職、専門職員（精神保健福祉士）等を配置して、相談機能を有した生活支援センターが市内に無いから、身近に相談できる精神障がい者地域活動支援センターⅠ型が必要ですよというように具体的なセンターの名前をつけていただきたいです。それが資料3の9か所から12か所に拡大、増設していく中に1つでも結構です。そのようにしていただければ、より多くの精神障がいを持った人たちがその中から自分に合った地域社会生活、地域移行、そして自立への道を歩んでいけるようになるのではと考えています。

【木全会長】 24 ページの評価の書き換えを具体的にご提案いただきましたが。

【事務局】 24 ページのサービスの評価の部分については、前回の施策推進協議会において、またその前の段階の自立支援協議会、また各部会において、特に自立支援協議会の部会の方で、このサービスの実績の評価及び意見をいただいております。この中で、地域活動支援センター、黒川委員の修正案でいきますと、精神障がい者地域活動センターⅠ型というように表記にということではあるのですが、精神障がい者に限らず、地域において様々な障がいのある方が地域活動支援センターに、それも緩やかな集いの場所ということで、参加しやすい環境をつくっていく、そういった事業所が増えていくことは必要だと思います。しかし黒川委員が言われるように、精神障がい者の方については、市内には1事業所しかないということもある中で、やはり障がい者の方の居場所をつくっていくということは今後必要なことだと考えておりますので、精神障がい者に限定するような形での表記は適当ではないと考えております。すべての障がいのある方がこういった居心地のよい居場所、それが地域活動支援センター、それをできるだけ多く市内に、そしてそこに相談ができる所がというように考えております。

【木全会長】 事務局としては精神障がいとは特定しない方がよいだろうと。でも精神障がい者地域活動支援センターとするから、特化したように見えるけれども、精神障がい者にとって、地域活動支援センターⅠ型にすればよいのですよね。Ⅰ型というのは、精神障がい者に特化せずに、ひきこもりとか、さまざまな軽度発達障がいの方を含めて、多様な方で、Ⅱ型やⅢ型ではなく、日割にも合わない、ふらっと来たたまり場の居場所が、相談の近くに必要だと、特にⅠ型が必要ということであれば事務局は問題ないのですか。

【黒川委員】 東春のデイケアに行きました。そうしたら東春は担当スタッフの話ですが、入院・通院の方以外のデイケアの参加は断っておりますというように話を聞いております。

現実にはいろいろな理由から東春に行かれないという当事者は、門戸を閉められているという現状なのです。地域活動支援センターⅠ型でも十分かと思います。それは厚生労働省の中にしっかりとした規定が入っておりますので、是非お願いしたいです。

【木全会長】 ただ、ここは評価の部分なので、自立支援協議会の中で一度話合われて確定した評価なので、評価そのものの仕方が施策推進協議会でおかしいので、もう一度自立支援協議会でここを書き直してほしいと、ここで意見がまとまらない限り評価の書き換えということはここではできないと思います。この段階で遅くて申し訳ありませんが、施策推進協議会として評価の仕方が不十分だと思うので、自立支援協議会の皆さん申し訳ありませんが、もう一度この評価をきちんと書き直してもらえませんかという提案をしないと、おそらくここは事務局が勝手に回答するのも手続き上まずいと思うので、もしそうであるならば、時間がかかってもよいので、もう一度自立支援協議会の方に戻して、きちんと昼間のⅠ型が要るということで施策推進協議会でも意見が出されたので、もう少し詳しく評価を書き換えていただけないかということ、事務局を通して自立支援協議会へ出していたくということにこの部分はなろうかと思います。私たちがここでやれることは、次の施策の所なので施策の所のどこかにその地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターを増やすことは数値目標上に出ているので、特にⅠ型の設置について基幹相談支援センターと併設しながら、Ⅰ型ができるように検討していきますと入れる方が入れやすいと思います。評価をさわるということはそれは大変なことだと思います。

【黒川委員】 わかりました。この評価についてはそのように再検討依頼を出していただいて、自立支援協議会の方で私どもの委員から改めて状況の説明をさせていただくことにします。もう1つは30ページにあります②地域生活支援事業の充実のAの取り組みで、この中に地域生活支援事業を充実しますとありますが、ここにⅠ型を考えますという形でもよいのではと思いますし、あるいは資料3中の地域活動支援センター事業を9か所から3か所増設する指標がありますが、その中の1つをⅠ型とするというような形が望ましいのかなと思います。

【木全会長】 精神が足りないことは事実なので、地域活動支援センター事業というのがのりやすいというのも事実ですし、名古屋市なども基幹設置をして事業所の指定管理を募集する時に、できる限り基幹相談支援センターにはⅠ型を併設することが望ましく、Ⅰ型を併設する所に各区の基幹相談事業を委託する可能性が、より点数としては高いという取り組みを名古屋市もしていることもそうだなと思いますし、今日、中川の支援センターへ行ってきたのですが、中川はまだⅠ型を設置していないので、地域の精神障がいを中心にやっている家族会の相談の方からは、是非基幹の所にⅠ型を付けてほしいという要望が出されたのを聞いてきたばかりなので、おっしゃることは本当によくわかるのですが、それをどのような形で自立支援協議会等も連携しながら、のせるかというところでの提案で、そこでⅠ型をのせた時の実現可能性も含め、のせないと実現可能性がないということで、少し検討をしないではいけないところです。ただ、もう一つ厄介なのは、国の施策の課題として義務的経費の所は活動指標になっているのですが、市町村事業の所はなぜか見込み量ということで逃げがうってあって、必要であればどのような形でつくっていくか、その時に基幹の中で併設することが望ましいとなると、今、社協の中で基幹をつくりやっています中で、どのような形で相談支援の横に精神保健福祉士もいるわけですが、中にと近く併設する形で、Ⅰ型を具体的にどうしたらのせられるのかという議論をしていかなければならなくなるのです。次の3年でできるかどうかはわからないので、どこまでそのやり取りがあるかもわかりませんが、その方向で検討していきますとか、そのような方向になるように努力していきますという文言も含めて、ここでさわるのか、どこまでさわ

るのか、パブリックコメントも含めて、もう一度出されて、最終どのような文言にするのか、これはまだまだいろいろなことがあると思いますが、そこも含めてどのような形が今の事務局で考えられる最大限の所なのかとか、他の委員さんも含めてご意見をいただければと思います。

【黒川委員】 修正案の記入のところで訂正をいたします。精神障がい者地域活動支援センターで精神障がいを外させていただきたいと思います。それとただいまご指摘がありましたように、24ページの評価についてはそのような形をとっていただきたいと思います。是非お願い申し上げたいのは、30ページなり、あるいは資料3の中にI型を入れるような話を、3年間ありますのでまだこれから展開をかける訳ですから、私たちもできる限りのことを考えてまいりたいと思いますし、事務局の方にもお願いしたいと思います。

【河野委員】 I型、II型、III型の区別は。

【事務局】 資料をお配りします。I型、II型、III型とありまして、I型は精神障がいのある方に限定せず、すべての障がいのある方を対象にしております。地域活動支援センターの中に専門的な相談、精神保健福祉士等と書いてありますが、職員を配置し医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、または地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発というのが事業内容になります。II型についてはデイケア型と言われまして、III型は作業所型と言われますけれども、黒川委員の言われるように、居場所、通った所で、生活相談全般ができる又は障がい者の方の啓発ができる人員を配置するということがI型になっています。

【木全会長】 資料の下に書いてありますが、委託相談支援事業とあわせて実施することを必須条件とする。

【事務局】 会長が言われたとおり市内には5か所ありますので、基幹型に必須のものでもないということで、5か所の中でどこかにI型、II型、III型を設置しようと思えばできる規定が当然あります。そういった中で今回の計画というのは広い意味でまとめて書いてありますので、30ページにあります地域生活支援サービスというのはすべての所に該当するものということで、当然I型、II型、III型も含めて、地域活動支援センターの充実であったり、事業の拡大であったり、受け入れ体制の充実であったり、人材の育成・確保および質的向上等これらはすべて地域活動支援事業の中の一つの地域活動支援センターも当然含まれておりますので、この中に含めていると考えております。

【黒川委員】 この中で書かれているものは、I型、II型、III型ですが、当市に限定した場合は、II型、III型および小規模作業所と理解しています。私の理解が違っていたら訂正をしていただきたいと思いますが、この事業内容が4行にわたって書いてありますが、このような体制があって、地域の啓発、普及活動、私どもが悩んでいる引きこもりでなかなか社会的接触を持ってないという当事者も、一步勇気を持って前に出る機会、チャンスを与えることができると考えております。そのためには精神の専門職の精神保健福祉士等と書いてありますが、厚生労働省の資料には定義されていますので、そうならば私たちの抱える当事者も十分に今までの苦しみ、一度通ったけれども心が傷ついて二度と出られないという人が会員の中にもたくさんいる訳ですが、そのようなことも無く継続的に社会に出ていけるような機会を持てるのではないかと、持てるようにしていただきたいと願っている訳です。書いてあるのはII型、III型の補強強化の内容になっているのです。これも大切ですが、この中の1項目にI型を併設していくという項目をぜひ入れていただきたいと思います。

【木全会長】 実際に春日井市には無いわけですね。

【事務局】 I型はありません。

【木全会長】 I型が必要だということで、地域活動支援センター、地域活動支援事業の中で、おっしゃるようにこの文脈の中ではI型に当たる部分が十分に書き込まれていないのもその通りなので、そこを書き加えつつ。あと2か所を3年間かけて増やしていくといった時に、このI型の可能性をきちんと、このままではきちんとそこが反映されていない、ない所が書かれていないので、ない所のI型の特徴、特性のところを書き入れながら、今後春日井市で2か所増えていく中に可能性を残していることを、より強くここに書くということのご提案だと思うので、そこはいかがでしょうか。

【黒川委員】 来年度から3年間ありますので、お願いをしたいと思います。

【事務局】 具体的な取り組みの所にI型の設置に向けて検討をしますということを入れるということですか。

【木全会長】 そうです。

【事務局】 そのあたりも一度検討をします。

【木全会長】 あと2か所増えていくので、その内の1か所はI型にしようということですか。よろしいですか。

【黒川委員】 ありがとうございます、よろしくお願いします。

【木全会長】 では次に行きましょう。

【荒井委員】 29ページの相談支援事業について、精神疾患とかは行動援護でも居宅介護でもやっていく事業所がどうなのかというのがあって、助成などがありますけれど、その辺りを取り組むことはできないかと思います。それぞれに実施指導に同行し指導しますとか、計画相談を周知しますとか取り組みが書いてありますが、実際に人が増えなくて人数も増えない状態で、障がいのある方はたくさんいらっしゃるって、一人ひとりの相談の人数もいるので、増やすということを目指にはしてあるのですが、何とか具体的に増やせる方法はないのでしょうか。市の相談員も不足しているという課題でもあると思うのですが、実際にやっている方としては回っていかないということがありますので、なんとか増やせるような取り組みは無いものなのでしょうか。それと計画相談をやっていると、空いている事業所が行っているのは通所している人しかやっていないとか、数がすごく少ないので、その辺も活動の幅が非常に狭い、利用できないことが多いということで、計画相談の方も一生懸命探してやっている状態がありますので、増やすという取り組みは何かないのでしょうか。

【木全会長】 計画相談の所で、今回書いているのは増員しますので、その数の目標をきちんと加えて載せたのが、具体的な手立てが無いとなかなか増えないのではないかとご質問だと思います。具体的にどうしたら増やせるのでしょうか。

【荒井委員】 経済的な支援はできないのですね。その辺と作業量としては仕事の量が非常に多いということと、専門的な知識も確かに要りますけれどとにかく忙しいです。やりたくなくなるだけの経済的な支援がないとモチベーションも下がりますし、その辺は市の問題ではないと言われるかもしれませんが、よくわかってはいるのですがなんとかしてください。

【木全会長】 なかなか具体的にできないところですよ。

【事務局】 29ページのAの取り組みとしまして、障がい者福祉施設整備補助を行いますとありますが、これは事業者の方に対して、サービス事業所施設を整備する際に経済的な支援をしますということであります。しかし報酬と仕事が見合わないというのは、福祉介護の現場では以前からの課題です。しかし特に計画相談、相談支援専門員になりたいと思っている方は春日井市に非常に多いのです。今年度この相談支援従事者初任者研修は春日井市で26名の方が受講されていますし、平成25年についても15名の方が受講しています。しかし受講されて資格は取ったとしても、この業務に就いていただけない理由があるのだ

と思います。今まで平成23年から平成26年まで、春日井市が推薦しこの研修を受けていただいた方は64名いますが、うち相談支援専門員として従事していただいているのは9名しかいません。9/64ということで14%です。サービス等利用計画の話題がよく上がりますが、サービス等利用計画に占める計画相談の割合が15%とほぼ同じくらいの割合なのです。この仕事に就くために研修を受けていただいている方は60名以上いるのですが、この方たちがいかにして報酬が見合わないといわれるけれど、障がい者の方にとっては自立を促進するために必要な法定給付になるものですから、この担い手であるマンパワーを確保していく、具体的な方策については事業者の方などに対して説明会を行うなど、いろいろな情報発信をしながら、事業者の方と一緒にあって人員を養成していかないといけないと考えております。

【木全会長】 なかなか答えようがありませんが、9月の通知で少し手を抜いてよいと、厚生労働省からモニタリングの工夫などが出ていたり、頭のところで受給者証を発行しないと釘がさしてあって、本気かなと思いがらの通知が出ていることも含めて、市内の相談支援をやっておられる方に対しては、きちんとお知らせしながら一緒に対応は考えなくてはいけない、計画以前の話です。おかしいことはおかしいとか、経済的な状況で130件もやらなくてはならないので難しいということは、もっとデータが集まれば自立支援協議会と確認しながら市長に対して物が言えるし、ここでこのような意見が出ましたということで、愛知県に対しても施策推進協議会で何とかしてほしいという要望書、意見書は出すことができるのです。それをするためにはもう少しきちんと練らなければならないということと、もう一方では、いい加減なセルフを作らせるのではなく、事業所であったり、当事者団体がきちんとそのよいセルフをつくりながら、相談支援の人にはもっと大変な所をやってもらいながら、一緒になって考えつつ、きちんとした計画をつくっていきましょうという動きをしないと。忙しくてお金が無いから何とかしてほしいとだけ言っても説得力が無いので、見える形にしたり、動きをつくりながら、当事者にしわ寄せが行かず、工夫ができる仕組みをしながら、絶対このようなものではやりきれないので、元の施策の所でこうして下さいみたいな丁寧な手順が要るのだと思います。それをしていくのが自立支援協議会であったり、施策推進協議会であったりと思うので、そのような知恵をすぐにはいかないかもしれませんが出し合うようなそのような動きをつくっていかれるとよいと思います。そうすると、このような所でなんとかなりつつも、何ともならないのはここですと、そこまでやると国の人少し分かるのです。

【田中委員】 現実的に、相談支援をする方はそれだけではないですよ。元々本来自分の業務を持っていて、その他に相談支援をするのですよね。

【木全会長】 いろいろな方がいて、兼務でやっている方もいれば、単独でやっておられる方もいます。

【田中委員】 現実、兼務の方が多いのですか。

【木全会長】 今のところの春日井市の状況はどうか。

【事務局】 兼務の方が多いです。

【田中委員】 本来自分の抱える仕事が多いのに、それにプラスしてと、私たちも利用者者としては、そのような話がでるのです。

【事務局】 兼務の定義ですが、田中さんが言われた兼務というのは訪問介護のサービス責任者がケアマネジャーも兼務しているということですよ。

【田中委員】 そうですね。ですから本来自分がしてきたことです。

【木全会長】 他の仕事をするにはできないし、そのようなお金の付け方もできないので。

【田中委員】 単純に今までケアマネジャーとかサービス提供責任者の仕事をしていてそれに相談支援のことを引き受けてしまうと。

【事務局】 それはないです。

【荒井委員】 私は、居宅介護事業所の管理者と相談支援事業所の管理者と相談支援専門員をやっています。そこが兼務です。ほとんど事務的な事が多いのですが、仕事としてはそのような感じでやっています。

【木全会長】 仕事量が増えたのは確かですが、今までの仕事も含めてプラスしてすることはできない仕組みになっていますので。

【田中委員】 そうであれば相談支援をやってくれる人はいるのですか。

【木全会長】 元々は単価が安いだけのことです。大体 130 件以上やらないと、一人前の給料が出せないところで皆さん苦しんでおられます。これがせめて 40 件、50 件ぐらいでモニタリングをやりながら、300 万円、400 万円入るくらいであったら、このようなことは起こらないはずですが。これは国の施策の問題なので、私たちもそのようなことをよく学んでないと、親や当事者もお金がどれだけ事業所に入りながら、経営がどうなのかということも分かっていないと、一緒に共有しながらよいものをつくっていけない。それはそれで大事な質問だと思います。今日はそれをやっている時間がないので、また今度ということで、次に行ってもよろしいですか。

【玉井委員】 18 ページの区分でよいのかと思う所があって、居住系サービスの中に児童デイサービスが入っているのですが、ここは実は 21 ページの障がい児通所支援に持っていくべきではないでしょうか。下に注が書いてありますが、それごとこちらへ持って行く、変えてもよいと思います。

【事務局】 法改正で変わったものです。平成 23 年度までは居住系デイサービスの中に児童デイサービスが含まれており、法改正によって児童福祉法の取り扱い上から、平成 24 年度からは 21 ページにある放課後等デイサービスと児童発達支援に分かれました。したがって、平成 23 年度までしかここには無いということです。

【玉井委員】 それは分かりますがここに書いてあると違和感があります。

【木全会長】 18 ページの上は切ってしまっって 21 ページに付けて、児童デイサービスが放課後と発達支援に分かれるようにしてしまえばよいのだと思います。子どもの方で括らないと変ですね。

【玉井委員】 法律上はそうですけれど、これを法律上にする必要があるのかどうか。2 点目は 13 ページと書いてありますが、実は平成 26 年 3 月ということで実績ということで書いてありますが、3 月というのが平均的であって数字が妥当であるということであれば 3 月でも構わないのですが、もしそれが妥当でなければもう少し広く取って平均をするであるとか、妥当な平均な所を月に直すとか、そのようなことがよいのではないかと思います。

【事務局】 年度末の 3 月については、すべての自治体がこの 3 月の利用実績でやりなさいというルールになっておりますので。

【木全会長】 国のルールですか。

【事務局】 市町村の計画が県の計画になり、県の計画が国のものになっていくというので、どこか決めないといけないということで、障がい福祉サービスは 3 月の利用実績を見ましようということになっています。

【玉井委員】 それであれば、もし 3 月というのが利用実績の平均的なものであるということが加えてあると、一般の人が見ても何で 3 月なのかということになるかと思います。

【事務局】 決して平均的なものではなくて、中にはインフルエンザが流行ったりするとその月は減ったりということもありますが、利用実績は3月というルールで計上してあります。

【玉井委員】 納得はできませんけれどもおっしゃることは分かりました。それと3点目ですが、30 ページのキで取り組みを追加ということで、成果目標で私どもがやっている発達障害支援指導者研修というものの人数を増やすと書いてありますが、田代委員からも発達障害支援指導者というのはどのようなものであって、それを市としてどのような位置付けにするのかということが無いのに、人数をただ増やすとか書かれています、そのような意味で基幹相談支援センターをする所の人が、発達障害支援指導者の研修を受けていただくというような計画にできないかと単純に思いました。発達障害支援指導者というのがどのようなものかというのは、あれば注を付けていただいて、発達障がいに関する幼児期から成人期までの研修があつて、かつ市町村に対しての支援体制整備に関わるような人材を育てていただけるようなことを注として入れていただければよいのかなと思います。4点目は31 ページのイです。これも取り組みの中に入れてよいものかどうかというのがあるのですが、児童発達支援とか放課後等デイサービスその他もろもろですが、そのような所に対して、現在私たちの県がやっている障がい児等療育支援事業というものに協力してやっていただいているということですので、それを引き続きやっていただくのであれば取り入れていただきたいです。それは県の方には入っています。保育士の研修ということで入っています。やっていただけるのであればイに入れていただければと思います。同じように障がい児等療育支援事業となるかと誰が見てもわかりません。注を入れなくてはいけないのであれば注を入れていただくということになると思います。それと害を平仮名で書いていますが、事業名の害は漢字の方がよいかなと思います。愛知県の障がい児等の害は平仮名ですが、事業名としては漢字になっています。

【事務局】 これは漢字でないといけません。

【玉井委員】 それと細かいことですが、成果目標としての33 ページのところには先ほど触れましたが、発達障害支援指導者の数を8人となっていますが、実際はどうやっていただくのかなと考えた時に、平成27、28、29年度だったら3人かなと思ったので、3人を足すと7人になるということですが、どのようにして行くのかということと、3人とした方が達成の可能性があると感じます。基本的には1人とさせていただいているので、その方がよいのかなと思います。どうしてもということでしたらよいですが、担当課としてはそのようにして目標にしましたということがあれば、それはそれでよいと思います。サポートブックについて気になることがありました。サポートブックを使うように活用すると言っていますが、実際活用するにはどうしたら活用できるかということだと思います。知らせたいとか、使ってもらってどうかということがないと、やはり使いませんよね。もしサポートブックがあれば、それを書いてこられたお母さんはそれを見せれば、教育委員会はわかりましたという形になっているとか、書いたお母さんたちは、メリットがあるサポートブックを広めますとか、それを持っていけば事業所などで書類などは書かなくてもよいですよという形の利用支援とかを入れていただければ、より活用されるのではないかなと思います。文言を入れるかどうかは別として、活用と言っても気になりました。

【事務局】 サポートブックの活用については、犬山市が就学時の検診の際にサポートブックをごく普通に提出しているようで、提出されたサポートブックをきちんと教育委員会の方が受け取るという使われ方をしています。春日井市においても、教育委員会の方とも調整をしていくことになっていきますが、やはり持っている保護者の方にメリットがあり、書きやすい、負担にならないそういった物でないと思われたいと思いますので、是非使いやすさ、

子どもの成長記録としてつくってよかったなという物にしていきたいと思います。発達障害支援指導者養成研修につきましても、30 ページでご指摘がありましたように、31 ページの基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員業務において、指導者養成研修で様々なノウハウを獲得していただいて、支援センターの方が発達障がい者の方の支援にあたりとよいと思っておりますので、このご意見のように入れていきたいなと思います。

【木全会長】 よろしいですね、では次の方。

【山本委員】 43 ページ成果目標の欄で、福祉施設を退所し、一般就労した者の数が平成 25 年度の実績として 21 人で、平成 29 年度目標値が 42 人と倍になっているのですが、その前の 41 ページを見ていただくと、真ん中あたりに、福祉施設を退所し一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）については、第 2 次計画の数値目標を達成しておらず一層の取組みの推進が必要だということはもちろんなのですが、今現在達成していないもので倍にするのはいかがなものかなと思いました。

【木全会長】 根拠ですよ。

【事務局】 目標に向かって達成できるかどうかということは難しい所があるのですが、今回の計画の中で、就労については重点課題として上げておりますので、考え方としては、目標値に達成しなかったという事実があるが、もう少しこのことについて積極的に推進をして行かなくてはならないということから、目標値については高く見ているということがあります。実際に何をやるからということとはなかなか難しいかもしれませんが、それぞれ就労についても、今回新たな取り組みなど、それぞれの施策の所では入れてはおりますので、総合的な取り組みによって上げていきたいということで、目標値については高く設定をしているということでもあります。

【木全会長】 国のガイドラインと愛知県から数値が下りてきていますよね。

【事務局】 考え方については降りてきていますが。

【木全会長】 それにあわせたら 42 人だったのではないですか。

【事務局】 まともに採用したわけではないのですが、そういった考え方ですね。

【木全会長】 それに近いものですね。そこは多分ガイドラインにあるけれども、忘れてしまっていたり、ハローワークの方にも同じようなことで、建前的にはこのように目標を各市町村が立てるので、協力しないさいということが下りてくると思います。現場の実態とかは無視した形でのこれは国の全体の所なので、同じような形でハローワークにも協力依頼が出てきているので、そこはチェックした上で春日井市の中で本当はどうかかという議論の中の目標だと思いたしますが。

【事務局】 会長が言われるように、国の方から一般就労については、平成 24 年度実績の 2 倍以上としなさいと上から下りてきている数字です。

【木全会長】 だと思いたしますがどうするかはまた考えた方がよいですよ。積極的に受け止めるのであれば、受け止めた中でどうするかとやらなくてはならないし、35 人でもよいからきちんとやるので、このような具体的な手立ての中でハローワークとも連携しながら 35 人やりきりますということであれば、それはきちんと愛知県に春日井市はこのような考えでこのような根拠の中で 35 人としましたとやらないといけないということですよ。逆にハローワークの方から国が倍にしろと言っているのに、35 人にしなさいということ自体がまずいなと聞いていたのです。

【山本委員】 一般就労というのは正社員だろうとパートだろうとそれは関係なく、一般の企業に就職する人を増やしなさいということですか。

【木全会長】 ハローワークの方は、もう一つ法定雇用率がA型にいったら増えるということみたいないろいろな指標があって、ここもここがおかしいと国にあげてください。そのようなことも含めて福祉計画の方は一般就労の42にしているので、A型が入らないというような矛盾があるのですね。

【大西委員】 まず内容に入る前に37ページの4行目に養護学校とありますが、春日井市内に養護学校は無く、特別支援学校に名称が変更になりました。課題の方で見させていただいたことについては、38ページの一番上の施策としてア特別支援教育コーディネーターの育成ということがありますが、取り組みとして、特別支援学級担当者会を開催しますとか、特別支援学級担当者研修会を開催しますとあります。今おそらく小中学校の中で、特別支援学級担任が特別支援コーディネーターをやっているという学校は少ないのと、特別支援コーディネーターを教務さんや校務さんがやっていたりしゃる学校も多いので、もしこれをコーディネーターの育成ということであるなら、取り組みが少し変わるかと思えますし、特別支援学級の資質向上とかということであれば、このままで取り組みが活きるのではないかと思いますので、コーディネーターをとということでは施策を持っていくのなら、取り組みの方の文言を変えた方がよいのかと思います。それから38ページのサポートブックについては、実際にお母様方が保育園などに入る前に膨大な時間をかけて一生懸命つくっておられるという実態があるのですが、小学校や中学校に、特に小学校にそれを持って行ってもなかなか使っていただけないという事実があるようです。それはまず情報量が多すぎて、保育園や小学校で具体的に何をどう使ってよいのかよくわからないということがあると思います。愛知県では、平成23年に作成されてホームページにアップされていますが、情報量も多く、私たちが見ても使いきるのが難しいという物なので、お母様方には必要のある所だけピックアップしてという話をしました。愛知県では、愛知県の特別支援教育推進計画、愛知・つながりプランというものをつくってしまっていて、この中で支援をつなげるということがあります。生まれた時から自立していく、学校を出てからもその後就労まで支援をつなげていくということで、移行支援計画も含めて、個別の教育支援計画を活用してということが書かれていて、サポートブックも出てきます。サポートブックについて、義務教育課などを通じて教育事務所の方にもお知らせしてしまっていて、その先の市の教育委員会にはどうお知らせしているのかわかりませんが、その辺も擦り合わせないとサポートブックを進めるについては内容をいろいろ考えていくとか、教育計画との兼ね合いをどうしていくのかとか、本当につくって使っていただくためには、その辺のこともあるかなと思って書かせていただいたのですが、私の考えることはそのようなことです。49ページのマニュアルをつくって配布しますということでありましたが、配布していただいている物が今までにもたくさんあったと思います。しかし、いただいて終わってしまうことが多いので、研修というのは予算がかかるかもしれませんが、もしこれをつくるのであれば、具体的に使うところまで指導するなど皆さんがマニュアルを読んで考える機会をもっていただかないと、手元にあっても活用しきれないのではないかと思います。また、災害時の支え合いということで、支援をしていく中心になっていかれる方が障がいということに対して、理解を深めていただく機会をマニュアルを利用してできるとよいと思えます。さらに、障がい理解を中心になる方だけでなく、地域の方たちに理解していただけるような取り組みがマニュアルを使って進められないのかという思いを込めて、修正ということではないかもしれませんが、あげさせていただきます。また、小中学校あるいは高等学校へもマニュアルを持って行ってもよいと思うので、このような所での受け入れに対しての何か取り組みを1つ考えていただいて、支援について周知をしていただくことも必要か

と思います。たとえばマニュアルを持って行くのでそれを受け取って支援に活用しますというようなことも。

**【木全会長】** アの方は教育委員会の特別支援の担当主事の方にもう一度チェックしてもらって、実態に合わせた形で、コーディネーターの所もそうですし、特別支援学級の先生の所の強化なのか、コーディネーターの強化なのか、ここでもきちんとしないと次のサポートブックに付いている個別の教育支援計画の所もうまくいかないし、すぐれた地域はファイルを渡しながら地域の個別の指導計画も支援計画も一緒に付けながらずっとあげていて、1冊のファイルが分厚くなっていくという、何度も表紙を書かなくてもよいという工夫をしている所もあります。元に戻るときちゃんと特別支援教育連携協議会でやってもよいし、自立支援協議会の子ども部会でやってもよいですが、きちんと関係者が集まりながら、どのようにしていったらよいか、本当はつくる時から一緒にやらないからこうなるのです。つくってしまったので、やりながらよい中身に変えていって、お母様方も使いやすいようにということは、場を設けて同じテーブルでやらないとずっとこうですよ。サポートブックは課題ですよ。この内容は別にして、震災の所もそうですけれど。他、皆様から出された意見はどのような扱いにしましょうか、パブリックコメントの段階なので、事務局と打ち合わせをさせていただいて、パブリックコメントの前にはこれでということ、事務局と私とで確認させていただいて、それを市民の皆様に出していただく。もちろん皆様や皆様の関係の団体も関係団体なので、意見を出していただきたいとか、もう一度読み直す機会もあるので、具体的に意見などを各団体にお持ち帰りいただいて、たくさん学習会をしていただきながら、いろんな所で、関係者、本人向けで分かりやすすくないのは、後からまた苦情がくると思いますが、それは分かる人が説明をしながら、パブリックコメントはもらうという形でよろしいですか。当事者がわかるようなそのような工夫は最終的には無いとまずいですよね。本当はパブリックコメントの所でそれが無いといけなかったと思いますが。とりあえずパブリックコメントをかけさせていただくという方向でよろしいですか。自立支援協議会や、各当事者団体の方を含めてもう一度読んでいただいて、意見を出していただくということ。実際はいつからパブリックコメントをかけるのですか。

**【事務局】** 11月18日から1か月間、12月18日までをパブリックコメントの期間としておりますので、いろんな意見をいただきたいと思います。

**【木全会長】** ホームページと、各ふれあいセンター等で見ることができるということと、意見の出し方も含めてわかりやすくということですね。それをお正月に事務局が、整理をしていただき、コメントを書き添えていただき、年明けに新しい一覧と修正を出していただき、それをできるだけ早く委員さんに送っていただいて、今度は本当に最終ですよということ、委員さんに読んでいただき、それで次回は終わりですので、今日は具体的に文言などの件で宿題が難しかったと思いますが、次回はそうでないと、かつ事務局も納得し、私たちが納得する修正しかできないのです。そこをこのところを押さえておいていただいて、パブリックコメントをお願いできたらと思います。来年1月か2月の日程はまた後ですか。

**【事務局】** まだ予定は入れておりません、愛知県からは、具体的な市と県のヒアリングもまだ日程が決まっていないので、やっと中間案ができたので、今日の意見を反映できる所は反映した形でパブリックコメントにかけさせていただくということ、次回との兼ね合いもありますので、今度の厚生委員会に中間案を報告して、パブリックコメントが始まるということになりますので、それから1か月間に団体の方に持ち帰っていただいて、協議をしていただければと思います。まだこれが最終ではありませんのでお願いします。

【木全会長】 11月18日から1か月間は意見をくださいということになりますから、そこには今回も含めた修正した形で出ます。そこでの意見をいただくということになります。よろしいでしょうか。それでは長くなりましたが、終わらしましょう。

【事務局】 長時間にわたり、貴重なご意見をいただきありがとうございました。これで第3回春日井市障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

<閉会>

平成27年1月14日

会 長 木全 和巳

署名人 田中 ヒサ子